

認定審査員等の資格の使用についての指針

JAB S313:2016

第4版：2016年2月29日

第1版：2004年4月15日

公益財団法人 日本適合性認定協会

『認定審査員等の資格の使用についての指針』

1. 目的

本指針は、認定審査員が認定審査以外の活動を行うに際して、認定審査員の資格を適正に使用することにより、モチベーション向上と無用の誤解を防止することを目的とする。

2. 適用対象

この指針は、公益財団法人 日本適合性認定協会（以下「本協会」という）の認定審査員、試験所審査員、技術専門家及び調査員（以下「認定審査員等」という）の認定審査員等に適用する。

3. 資格の使用方法

認定審査員等の肩書きの使用は、原則として、自由とする。但し、下記の各項に該当する場合は、その条件を満足しなければならない。

1) 講演会講師等受諾の留意点

対象	実施可の条件
本協会の認定審査・指定調査の対象となる機関（申請が決まっているものを含む）が主催する下記のもの。 内部の研修会、外部向けの説明会や講演会等の講師、コメンテーター等	原則として、認定審査員の派遣を認めることとする。 但し、依頼の受領、実施可否、講師等の選定は、全て認定センターが行う。 注：認定審査員が窓口となって対応することは不可とする。
【参考】 上記対象を除く、認定審査員等としての肩書きの下で行う、講師、講演、発表、投稿、書籍出版、コンサルティング等は、制限しない。	

2) 本協会が関わっている制度に係るものに言及する活動（行為）のいかなる場合も、「個人の意見であり本協会の意見ではない」ことを明記/明言しなければならない。

但し、その内容について事前に文書（e-メールを含む）をもって認定センターと確認した場合は、この適用を除外する。

【参考】

-) 公表される経歴書に認定審査員等の記述をすることは自由とする。
-) 講演、投稿、出版等を公知する為の手段（広告ビラ、ダイレクトメール、本の帯、ホームページ等）の上で、認定審査員等の表示をすることは可とする。

4 . この認定審査員等の資格の使用についての指針の改廃は事務局長の決裁を経て行う。

以上

改定履歴

様式番号 JAB NF01

改定	改定内容	改定日	作成者	検討者	承認者
1	新規制定	04-04-15	総務部長	SYS部長 LAB部長	事務局長
2	<肩書きの使用制限の大幅緩和> 従来の規則を全面的に書き改めた。	07-11-15	総務部長	認定センター長 同副センター長 亀山、 国天	事務局長

改定履歴

改定番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
3	3.の1)講演会講師等受諾の留意点の表内【参考】部分の「組織認定審査へのオブザーバー参加」を削除。	2009.01.27	総務部長	事務局長
4	文書番号をS313に変更 法人格を公益財団法人に変更	2016.02.29	総務部長	事務局長

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします